

石巻市防災基本条例（平成26年3月27日条例第1号）

最終改正：

改正内容:平成26年3月27日条例第1号

○石巻市防災基本条例

平成26年3月27日条例第1号

石巻市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 市民、事業者及び市の役割

第1節 市民の役割(第5条—第8条)

第2節 事業者の役割(第9条—第11条)

第3節 市の役割(第12条—第21条)

第3章 防災週間(第22条)

第4章 雜則(第23条)

附則

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に襲来した巨大津波は、尊い多くの市民の命と幸せな暮らしを一瞬にして奪い、故郷石巻に未曾有の被害(以下「震災」という。)をもたらしました。

不安で途方に暮れ、希望を失いかけたとき、私たちは必ず復興できると信じ、水や食料を分かちあい、励ましあい、一時も人へのやさしさや思いやりを忘ることなく、苦難の日々を乗り越えました。

この震災を経験し、私たちは、災害から生命、身体及び財産を守るために、災害に強いまちを構築することが最重要課題であるとともに、行政による災害対応には限界があり、自らのことは自ら守る「自助」、地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、防災に取り組むことが必要不可欠であることを改めて痛感させられました。

そして、防災意識を更に高め、震災の経験から得た知識及び教訓を後世に伝えていくとともに、地域社会における助け合い、国内外の団体及び人々から受けた支援の絆を維持、発展させていくことが私たちの使命であると強く感じています。

私たちは、震災を教訓として、市民、事業者及び市がそれぞれの責務や役割を十分理解し合いながら、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、後世の人々に震災の記憶と防災の大切さを伝承し、我が国及び世界各国における防災への取組に貢献していくため、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、震災の経験から得た知識及び教訓を生かし、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復旧対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強く安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む法人又は個人をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 防災関係機関 警察、消防機関、自衛隊、報道機関及び市内において電気、ガス、水道、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人をいう。
- (7) 避難行動要支援者 市内に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (8) 被災者 災害により被害を受けた市民をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる事項を基本理念として、災害対策を推進するものとする。

- (1) 自助(自らのことは自ら守ることをいう。)、共助(地域で支え合うことをいう。)及び公助(行政が市民を支援することをいう。)を基本とすること。
- (2) 全ての市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、それぞれが持てる能力を生かしながら、役割を果たしつつ相互に補い合い協働すること。
- (3) 震災の経験から得た知識及び教訓を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えること。
- (4) 国内外の団体及び人々から受けた支援の絆を発展させ、我が国及び世界各国における防災への取組に貢献していくこと。
(防災計画への反映)

第4条 石巻市防災会議(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。)は、防災計画(同法第42条の規定により作成する地域防災計画をいう。)の作成に当たっては、前条の基本理念を尊重しなければならない。

第2章 市民、事業者及び市の役割

第1節 市民の役割

(市民の基本的責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全に努めるとともに、平常時から防災に関する知識及び技術を習得し、身辺の安全に係る点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、災害時に必要な飲料水、食料等を備蓄し、及び災害時に持ち出す物品を準備するよう努めなければならない。

3 市民は、災害発生後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。

(市民の相互の安全対策)

第6条 市民は、市が実施する防災に関する事業に協力しなければならない。

2 市民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織等の結成に協力するとともに、地域のコミュニティづくりの活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の基本的責務)

第7条 自主防災組織は、地域住民、消防団及び事業者と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。

2 自主防災組織は、市が実施する防災に関する事業に協力しなければならない。

(市民がとるべき災害時の対応)

第8条 市民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、必要な行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、相互に協力して、避難所の運営、物資の配布などが円滑に行われるよう努めなければならない。

第2節 事業者の役割

(事業者の基本的責務)

第9条 事業者は、災害から当該事業所に勤務する全ての従業員及び顧客(以下「従業員等」という。)の安全を確保するための対策及び事業所が所在する地域の住民の安全に配慮した対策を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保に努めなければならない。

3 事業者は、従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加に努めなければならない。

4 事業者は、災害発生後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。

(市及び自主防災組織との協力)

第10条 事業者は、市が実施する防災に関する事業に協力しなければならない。

2 事業者は、自主防災組織が行う防災活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者がとるべき災害時の措置)

第11条 事業者は、災害時においては、その持てる能力を活用して、積極的に市民の安全に貢献しなければならない。

2 事業者は、災害時においてはできる限り事業を継続することができるよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に事業を再開できるように、必要な体制の整備に努めなければならない。

第3節 市の役割

(市の基本的責務)

第12条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために必要な施策を策定し、及び体制を整備しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び体制を整備するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

3 市は、次に掲げる事項を基本として防災に関する施策を推進しなければならない。

(1) 防災計画に基づき市民等と協働すること。

(2) 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

4 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、市民等の協力を得て、国、県その他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)、公共的団体及び防災関係機関と一体となって、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

(国等との連携)

第13条 市は、災害対策を推進するために、常に国等、公共的団体、防災関係機関及び事業者との連携に努めるものとする。

2 市は、災害時に他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体、防災関係機関及び事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体等への支援)

第14条 市は、前条第2項の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体等に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援を円滑に行うため、必要に応じて平常時から情報交換に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第15条 市は、災害時におけるボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点及び物資の提供その他必要な支援並びに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

2 市は、国等、公共的団体、防災関係機関及び事業者と連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための啓発及び知識の普及に努めなければならない。

(備蓄物資の整備)

第16条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(自主防災組織の育成及び支援)

第17条 市は、自主防災組織を育成し、及び自主防災組織の活動を支援するため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(防災知識の普及等)

第18条 市は、防災知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、市民等の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、市民等、国等、公共的団体及び防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的かつ計画的に実施するよう努めなければならない。

(避難行動要支援者情報の管理)

- 第19条 市は、避難行動要支援者に対する情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、避難行動要支援者に係る個人情報のうち規則で定めるものについては、自主防災組織、民生委員その他関係団体に提供し、必要な個人情報を共有することができる。
- 3 市及び前項に規定する個人情報の提供を受けた者は、当該情報を適正に管理しなければならない。

(被災者情報の管理)

- 第20条 市は、被災者の自立した生活を送るための支援が円滑に行われるよう被災者情報の一元化及び体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、被災者に係る個人情報を適正に管理しなければならない。

(市がとるべき災害時の措置)

- 第21条 市は、災害時においては、市民等の協力を得て、国等、公共的団体及び防災関係機関と一体となって、直ちに応急対策を行うための体制を確立し、避難所の開設、災害情報等の収集及び伝達体制の整備並びに応急医療体制の整備など、必要な措置を講じなければならぬ。

第3章 防災週間**(防災週間)**

- 第22条 市は、防災週間を設け、次に掲げる事項を重点的に実施するものとする。

- (1) 市民等、国等、公共的団体及び防災関係機関と連携し、防災意識の高揚及び災害対策の一層の充実を図ること。
- (2) 市民等と連携し、被災地としての体験を風化させないため、震災の経験から得た知識及び教訓を全世界に向けて発信するとともに、後世の人々に伝承すること。

- 2 防災週間は、毎年3月11日を含む7日間とし、市長が別に定める期間とする。

第4章 雜則**(委任)**

- 第23条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。
